

提出内容

受付番号： 145210113000000005
提出日時： 2023年7月3日14時1分

案件番号： 145210113

案件名： IPネットワーク設備委員会報告（案）に対する意見募集－「ネットワークのIP化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」のうち「デジタル化の進展に対応した事故報告制度・電気通信設備等に係る技術的条件」－

所管省庁・部局名等： 総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課 TEL:03-5253-5862

意見・情報受付開始日時： 2023年6月3日0時0分

意見・情報受付締切日時： 2023年7月4日0時0分

郵便番号： 101-0052

住所： 東京都千代田区神田小川町

氏名： 一般社団法人電気通信事業者協会 会長 宮川 潤一
連絡先 企画部長 金子 純二

連絡先電話番号： 03-5577-5845

連絡先メールアドレス：

提出意見：

以下のとおり、意見を計4件提出します。

【意見1】

●該当箇所

「1.2.2 電気通信事故報告制度に関する運用上の課題」

「（1）ベストエフォート型のデータ伝送サービスに対する重大な事故報告制度上の「品質の低下」の考え方」

「＜図 1-4＞令和4年8月25日に発生した事故の影響の推移」

下段図：「事故当日のお問い合わせ数・お問い合わせ率について」

※ 出典：第76回IPネットワーク設備委員会 一般社団法人電気通信事業者協会 説明資料(令和5年5月25日)

図1-4（下段図）は、第76回IPNW設備委員会にて、TCAから提示したNTT西日本故障事例の説明資料であり、資料の趣旨は、役務停止状態となっている時間帯に対し、50%程度のトラヒック低下となっている時間帯では、お客様申告率が大きく低下しており、役務停止と同等とは言えない事を説明したものです。

提出内容

その意図が読み取りづらいため、提示した趣旨について報告書にも記載した上での引用が必要と考えます。

【意見2】

●該当箇所

「1.3.2 主な論点と考え方・対応の方向性」

「2 「品質の低下」の該当要件」

現報告（案）にも記載の通り、50%という基準値の根拠の1つとなった[参考2]については、10年前の研究結果であり、現在と比較すると通信システムの能力の向上やアプリケーションの多様化が進んでいる等の考慮が必要な内容であるため、適切なデータとは言い切れないものとなります。

また【意見1】で記載したように、NTT西日本の事例を見ても「利用者にとって役務が利用できないことと同等の事態」として定義している「品質の低下」を、「約50%のトラフィック処理量の低下が生じた」状況とすることは、非常に厳しい条件であると考えます。

参考となる事故事例がこのNTT西日本の1件のみであることから、IPネットワーク設備委員会でも事例を積み上げて基準を検討すべきであり、今回定める基準については将来の見直しを考慮するべきとの議論がなされた認識です。

これらを踏まえ、現時点では、判断に十分なデータ・事例が不足していることから以下の通り、当該箇所の修正を要望します。

（修正前）

「今後の電気通信分野の技術革新や利用者が用いるアプリケーションの発展等の状況に応じて基準値の見直しを行うべきものとして位置付けることが適当である。」

（修正後）

「今後の電気通信分野の技術革新や利用者が用いるアプリケーションの発展等の状況に応じた基準値の見直しや、電気通信事故検証会議等で今後報告されるベストエフォート型のデータ伝送サービスに該当する重大な事故事例の具体的内容（社会的影響）や件数の推移等を踏まえ、妥当性を検証することによる基準値の見直しを行うべきものとして位置付けることが適当である。」

【意見3】

●該当箇所

「1.3.2 主な論点と考え方・対応の方向性」

「3 「品質の低下」に該当する場合のトラフィック処理量及び影響利用者数の算出方法」

「注釈18」

「設備の処理能力等に応じて、5分当たりのトラフィック処理量を算出に用いるこ

提出内容

とができる。ただし、この場合には、「品質の低下」の状態が継続した時間に5分間を加えた値を「事故の継続時間」とする。」とありますが、測定されるトラヒックは、5分前から当該時点までの平均トラヒック量であり、その値が基準値より復旧していれば、既に十分基準値を満たしているため、回復時刻としてよいのではないかと考えます。

仮に5分が測定間隔だとした場合に5分を加えるのではなく、「トラヒックが基準を下回り、品質低下の改善を確認できた「測定間隔時間幅」の終点時間」とすべきと考えます。

【意見4】

●該当箇所

「1.3.2 主な論点と考え方・対応の方向性」

「3 「品質の低下」に該当する場合のトラヒック処理量及び影響利用者数の算出方法」

「注釈18」

「設備の処理能力等に応じて、5分当たりのトラヒック処理量を算出に用いることができる。」とありますが、電気通信設備における通信量のモニタリング機能は、設備運用の維持運用の確認を目的に、適切な計測間隔で機能実装を行っており、必ずしも5分とはならない場合が想定されます。

現状、5分を超える計測間隔で測定されている電気通信設備に対して、5分測定への対応を行う場合、設備負荷への対応やデータ保存等に掛かるサーバ設備増強又は更改など、事業者へのコスト負担にもなるため、「品質の低下」状態に関する妥当性が確認できる場合は、5分を超える計測間隔であっても、算出方法として許容とするような記載への変更が必要であると考えます。

以上